

3 昇降機保守用部品の供給遅延行為の差止請求事件

平成23年1月27日判決言渡

平成20年(ワ)第701号 損害賠償及び差止請求事件

口頭弁論終結日 平成22年9月9日

判 決

新潟県三条市西本成寺2丁目7番8号

原 告	株式会社ハイイン
同代表者代表取締役	羽賀一真
同訴訟代理人弁護士	和田光弘
同	今井誠
同	古島実
同	今井慶
同	佐藤貴明
同	中川正一
同	角家理佳
同	大橋良二

東京都千代田区神田美土代町7番地

被 告	株式会社日立ビルシステム
同代表者代表取締役	池村敏郎
同訴訟代理人弁護士	小島冬樹
同	荒井正児
同	市川直介

主 文

- 被告は、原告に対し、7万7500円及びこれに対する平成20年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、113万3256円及びこれに対する平成20年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告に対する訴外Aの製造に係わる昇降機（エレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機をいう。）の保守用部品の供給を不当に遅延させることによって、原告と昇降機の所有者、管理者等との取引を妨害してはならない。

2 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、メーカー系保守業者である被告が、独立系保守業者である原告と医療法人との間のエレベーター保守点検契約を、部品の供給遅延行為によって妨害し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）に違反する行為を行ったとして、原告が、被告に対し、不法行為に基づき逸失利益、弁護士費用合計113万3256円の支払を求めるとともに独禁法24条に基づき昇降機の保守用部品の供給を遅延させて原告と昇降機の所有者・管理者との取引を妨害することの差止めを求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨から容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、エレベーターの保守・点検等を主たる業務とする株式会社である。原告は、エレベーターメーカーとの関係はなく、エレベーター保守点検業務を専業として行ういわゆる「独立系保守業者」である。

イ 被告は、エレベーターの保守点検業等を目的とする株式会社であり、訴外Aの子会社である。被告は、エレベーターメーカーがエレベーターを設置し、同系列のエレベーター保守業者において、保守点検を行うという業態のいわゆる「メーカー系保守業者」である。被告は、訴外A製エレベーターの部品を一手に販売しており、同部品を被告以外から購入することはできない。

(2) エレベーター保守点検契約（甲4）

原告は、訴外B（理事長はC〔以下「C理事長」という。〕。以下「B」という。）との間で、平成17年12月27日、次の内容のエレベーター保守点検契約を締結した（以下「本件保守契約」という。）。

ア 期間

平成18年3月1日から平成19年2月28日

以降更新継続するものとする。ただし、契約期間中であっても、当事者の一方が他方に予め90日前迄に書面をもって通知する場合は、解約もしくは変更できるものとする。

イ 対象となる昇降機

所在場所 <所在場所略>

建物名 B

機種・台数 A製エレベーター・1基（以下「本件エレベーター」という。）

付加装置 遠隔装置

ウ 料金（月額合計1万9750円及び消費税）

点検料金 月額1万8000円

法定検査費用 年額2万1000円（月額1750円）

消費税 月額料金に別途加算する。

エ Bは、移動に車椅子を必要とする者も入院している病院であった。

(3) 本件保守契約の更新

本件保守契約は、平成19年2月28日までにBからの解約申し入れはなく、更新された。なお、原告とBとの協議により本件保守契約更新後の点検料金は月額1万5750円（消費税込み）となつた。

(4) 本件エレベーターの故障、修理の経過

ア 平成20年4月4日

Bは、原告に対し、本件エレベーターが故障し停止した旨の連絡をした（証人D1頁）。原告の従業員E（以下「E」という。）は、Bに向かい、本件エレベーターのパーキングスイッチを調整したところ、本件エレベーターが通常どおり動きだしたので、故障原因をパーキングスイッチの不具合であると考えた。

イ 平成20年4月5日

Eは、午前7時52分、被告に対してパーキングスイッチの見積依頼を行った（乙9、16）。

ウ 平成20年4月7日

Bは、原告に対し、再度故障の連絡をした。原告の従業員D（以下「D」という。）他1名が、Bに向かい、本件エレベーターを調整したが、パーキングスイッチの調整をしても復旧しなかった。Dらは、本件エレベーターの故障の原因がパーキングスイッチとは別にあると考え、調査を行った。

エ 平成20年4月8日

Dは、午前10時20分、被告に対し、UA-MPU基板、UA-IOCB基板及び現地データプログラム書き込みの見積依頼を行った（乙1）。

オ 平成20年4月9日

被告の従業員F（以下「F」という。）は、原告の前記各見積依頼に対し、次のとおり、FAXで回答した。

(ア) パーキングスイッチの見積書（乙10）の概要

納期 御発注後1ヶ月

キースイッチ 数量1 単価7530円

(イ) UA-MPU基板、UA-IOCB基板及びプログラム書き込み費用の見積書（乙2）の概要

納期 御発注後2ヶ月

プリント板（UA-MPU） 数量1 単価22万7960円

プリント板（UA-IOCB） 数量1 単価16万1070円

プログラム書き込み費用 数量1 単価13万4000円

カ 平成20年4月10日

Bは、午後4時13分、原告のFAXを介して、被告に対し、昇降機調査依頼書兼調査結果報告書を送信し、本件エレベーターの調査依頼を行った（乙15）。

調査依頼書兼調査結果報告書の概要は次のとおりである。

(ア) 故障発生日時 2008年4月7日15時00分

(イ) 状態 停止中、段差は無し

詳細状況：待機状態になってから、約3分後に「ドアが開いたら降りてください」のアナウンスが流れる。自動復旧する時あるが、何回も継続後不動となる。途中階での停止や閉じ込めは無し。

(ウ) メンテナンス会社記入欄 依頼理由：故障

推定故障原因（故障の場合記入）：基板データ異常？

キ 平成20年4月16日

被告の従業員G（以下「G」という。）、同H（以下「H」という。）、同Iは、Bを訪問し、午後2時ころから午後2時50分ころまでの間、本件エレベーターの調査を行った。Gは、本件エレベーターの故障原因について、「塔内に設置されている制御盤内にある制御用プリント板（MPU）の経年劣化による不良により故障に至ったもの」と判断し、その対応として「上記制御用プリント板（MPU）の交換が必要」であるとした（乙3）。

Hは、Gに対し、同日午後7時ころ、UA-MPUの納期を照会した。Gは、Hに対し、同日午後7時30分ころ、5月の連休明けには作業ができる旨回答した。

ク 平成20年4月17日

Hは、Bに対し、午後零時31分ないし32分ころ、次の(ア)ないし(イ)のFAXを送信した。

(ア) FAX送信状（甲5）

内容欄に次の記載がある。

「以下御見積をご確認ください。

①昇降機調査費用（4／16対応）・・・見積番号N25-537

②昇降機部品（制御用プリント板）・・・見積番号H15-23474

③日立点検契約（エレベーター点検）・・・見積番号A15A3081-POG

①、②については、注文書を添付しましたので、ご調印のうえ折り返しファックスをお願い致します。制御用プリント版の納期については、通常ご発注後2ヶ月です。

但し、点検契約も再度当社とご契約していただけるものと考え、取り急ぎ手配しておりますので、工場より部品が納品できしだい（5月の連休明けくらい）作業できるかと思います。日程は部品がとどきしだいご連絡します。

点検契約は、エレベーターの品質維持のため、再度ご検討をお願い致します。」

(イ) 御見積書（エレベーター故障調査費用、甲6の1）

平成20年4月16日、午後2時から午後2時50分までの50分間、技術員2名を派遣して作業を行った旨、代金が3万8000円である旨記載されている。

(ウ) 御見積書（制御用プリント板〔UA-MPU〕、甲6の3）

制御用プリント板（U A-M P U）1式の単価が22万7960円、プログラム書き込み費用が13万4000円である旨記載されている。

(イ) 御見積書（日立点検契約、甲6の5）

総金額2万6000円（日立機械室レスエレベーター保全業務1台月額3万円、定期検査代行費月割額1750円、値引額5750円）である旨記載されている。

(オ) 上記エレベーター故障調査費用及び制御用プリント板（U A-M P U）に対応する注文書2枚（甲6の2、6の4）

ケ 平成20年5月15日

G、H、Jは、Bを訪問し、本件エレベーターのU A-M P U基板の交換作業を実施した。

(5) 本件保守契約の解約

Bは、平成20年5月31日、原告との間の本件保守契約を解約した（甲8）。

(6) 被告とBとは、原告がBと本件保守契約を締結する以前、本件エレベーターの保守契約を締結していた。

(7) 本件訴状は、平成20年9月26日、被告に送達された。

2 争点

- (1) 被告が不法行為責任を負うか否か
- (2) 損害の額
- (3) 独禁法24条に基づく差止請求の可否

第3 争点(1)に対する当事者の主張

1 原告の主張

(1) 取引妨害行為1（実納期の秘匿）

被告は、具体的な納品可能日を見積依頼直後に知りうるもので、本件においても平成20年4月16日の午後7時ころから在庫確認を始めて、数分で完了している。Bのデータが残っていることはデータベースを用いれば10分程度で確認でき、作業員のスケジュール調整も20分ないし30分程度で確認ができている。それにもかかわらず、被告は、原告に対し、あえて、現実に要するよりも1か月以上の著しく長い納期を告げた。

この点、被告は、部品の注文がない時点では、実納期を観念できないと主張する。しかし、被告作成の御見積書（乙2）には、「御発注後」「2ヶ月」と記載されており、発注があることを前提に表現しているのであるから実納期を観念しうる。また被告は、やはり発注が未だ存在しないBに対して、より具体的な実納期として「5月の連休明けくらい」と記載しており、注文がない時点においても実納期を観念できることは明らかである。

(2) 取引妨害行為2（被告は、ユーザーに対して、保守点検契約を再締結することを条件に、原告を通じた場合の納期の3分の1の期間での納品を期待させるという営業活動をした。）

被告は、Bの納期照会について、被告との点検契約を再締結することを条件に、5月の連休明けくらいの作業が可能である旨伝え（甲5）、点検契約の見積書も合わせてFAX送信している（甲6の5）。Bは、エレベーターの部品を少しでも早く納品してもらうために、被告と点検契約を再締結した。なお、エレベーターは稼働していることが当然に要求される設備であり、ユーザーとしては停止状態を1日でも早く解消することを切望するものである。そのユーザーに対して納期が「発注後2ヶ月」（60日間）から「5月の連休明け」すなわち5月7日（20日間）にまで短縮させる期待を持たせる営業活動をすることは、被告と点検契約を締結することで納期が3分の1になるとの期待を持たせる行為である。

(3) 取引妨害行為3（優越的地位の濫用）

ア 本件において納品期日が問題となっているプリント板は、高額の部品であり、消耗部品でない。すなわち、プリント板は、エレベーターのドア等の接触部品などと異なり摩耗することが想定されていないため、通常の交換期は10年ないし15年程度の部品である。このような長期間の保守点検契約を締結することはありえないであり、保守点検契約期間内に必ず確保しなければならない部品ではない。しかも、高額であり、かつ、消耗品ですらない当該部品を依頼がないにもかかわら

ず発注するということは非現実的である。また、UA-MPU基板という部品は、被告が製造・販売を独占しているのである、原告は他社から取り寄せるることはできない。それにもかかわらず、被告は、自社と直接保守契約を締結している顧客に必要な分しか在庫を用意していないのであり、被告は部品と保守契約をセット販売しているに等しいものである。

イ 被告は、BよりUA-MPU基板を直ちに注文する意思を表明されたことを受けて、被告において、その時点における部品の在庫状況や作業員のスケジュール等が確認され、5月の連休明け頃という実納期の見込みが立った旨主張する。しかし、このような被告主張こそがその優越的地位を濫用していることを示している。すなわち、他に競業社が存在すれば、納期の早い方に客をとられないように見積依頼の時点でしっかり納期を確認して連絡するのが商取引上の常識であるが、被告は唯一のA製エレベーター部品販売業者であるという優越的地位を濫用し、見積依頼の時点では実納期は観念できないなどとしたうえで発注があつて初めて実納期を調査するなどという主張をしている。

ウ 被告がその優越的地位を利用して原告の取引を妨害したことは、納期を「ご発注後2ヵ月」としながら、被告と保守点検契約の締結を条件に「5月の連休明けくらい」（4月17日を起点として約3週間）という有利な納期期日を設定できる旨FAX連絡をした（甲5）ことからも明らかである。すなわち、被告は当該部品を唯一販売することができる地位にあり、その納期を自由に設定できる立場にある。そして、被告は、当該部品の在庫がある限り、納期は配送にかかる日数を計上すれば足りるのであり、「2ヵ月」などという長期納期を設ける必要はない。部品在庫をコンピューター管理している被告は、具体的な納品可能日を見積依頼直後に知りうるにもかかわらず原告にはこれを秘匿し、具体的な納品可能日をBに対してのみ提示し、被告との再契約を条件に早期納品ができる旨申し入れをしている。

(4) 被告の主張への反論

ア 被告は、原告の保守品質が低いことを前提に、Bが被告の技術力を頼って積極的に被告と再契約を締結したかのように主張するが、次の事情を考慮すれば、被告の主張は失当である。

(ア) 原告は、被告に宛てた平成20年4月8日付け「見積依頼書」において、MPU基板の見積依頼をしており、エレベーターの故障原因を特定していたことは明らかである。MPU基板以外にUA-I OCB基板を合わせて見積依頼した理由は、仮にUA-MPU基板以外にも原因があった場合にUA-I OCB基板の交換も必要になる可能性が高いことを考慮しての二度手間にならぬいための判断であった。エレベーターは極めて複雑な機械製品であり、その故障原因は、目先にある1箇所を把握すれば足りるというものではなく、異常箇所が併存することが十分にあるから念のためにUA-I OCB基板の交換準備をした原告の対応は、顧客の便宜及び安全に万全を期しただけであり、原告の技術力が不足していることを意味しない。

(イ) 従前の経験則上、被告が納期を早める交渉に応じない場合に、エレベーター所有者が直接被告に対して修理依頼をすることで早く対応してもらったことがあった。この場合、被告は、原告など独立系保守会社からの修理依頼には応ぜず、エレベーター所有者から直接調査依頼を受けることを前提に修理に応ずる制度となっていた。そこで、原告は、故障原因が特定されており部品さえ届けば自社で修理が可能であるにもかかわらず、部品の納期を早めるためにB名義の調査依頼書を作成する必要があった。原告が同書面に「基板データ異常？」と記載した理由は、お客様から被告に対して直接調査依頼をするという被告の制度に照らして「『推定』故障原因」という項目に合わせて体裁を整ったものにすぎない。

(ウ) Bが原告の保守品質に不満を抱いていたのであれば、それを理由に本件保守契約を解除し、被告と再契約をすればよいだけである。しかし、Bは、わざわざ原告に被告が発信したFAX（甲5、甲6）を提示したうえ、原告に相談している。またC理事長は、原告が訴訟提起をした後においても、原告に協力的な態度を示しており、原告の保守点検について不満があった事情は窺えない。

イ 被告はC理事長が、原告から i 故障原因是判明したが、原告が修理をする場合には、被告に部品を注文して納品を待たねばならず、それには2ヵ月以上かかる旨、 ii Bから被告に対して調査依頼

をすれば、被告により早く修理してもらうことができる旨虚偽の説明を受けたため、C理事長が原告に妨害されている印象をもった旨主張する。しかし、甲5号証のFAX送信書には、本来2か月かかる納期が、被告と再契約をすることによって早くなるという意味の記載があるのであるから、かかる書面を見たものが原告に不信感を抱くのは当然であり、C理事長が原告に不信感を抱いたのは原告の説明によるものではない。

2 被告の主張

- (1) 次のとおり、被告が平成20年4月17日付FAX(甲5)を送信した行為によってBが原告との本件保守契約を解約した事実は存在しない。

ア C理事長は、平成20年4月16日に被告が本件エレベーターの調査を行った時点で、連日の調査にもかかわらず1週間にわたって故障原因を特定できなかった原告の技術力に不満を持っていた。また、原告がC理事長に対し、i 故障原因は判明したが、原告が修理をする場合には、被告に部品を注文して納品を待たなければならず、それには2か月以上かかる旨、ii Bから被告に対して調査依頼をすれば、被告により早く修理してもらうことができる旨の虚偽の説明をしたことによって、C理事長は、「原告に保守点検契約を任せていたは早期に部品を調達することができず、故障への早急な対応ができない」と考えていた。そのため、C理事長は、平成20年4月16日の時点で、保守点検契約を原告から被告へ切り替える意思を固めており、その意向を被告の従業員にも表明していた。

イ 被告が原告に対して実納期を秘匿した事実は存在しない。

(ア) Fの説明内容

被告従業員Fは、平成20年4月10日、原告に対し、プリント板(UA-MPU基板及びUA-IOCB基板)の見積書上の履行期限を「2ヶ月」とする見積書(乙2)を送付した。同日、Fは、原告の従業員Dに対して、プリント板(UA-MPU基板及びUA-IOCB基板)の実納期については「ご承知のとおり、具体的にご注文を頂いて、日程を確定させていけば、2か月より早く納めることができます」と説明しつつ、現段階では見積書上の履行期限「2ヶ月」という以上に絞り込んだ回答はできない旨説明した。

- (イ) 次の事情を考慮すれば、本件における見積書上の履行期限の設定は合理的であり、何ら原告に対して実納期を秘匿するものではない。

① 被告における見積書上の履行期限の考え方は合理的である

被告においては、債務不履行(履行遅滞)責任を避ける観点から、見積書上の「納期」(履行期限)の設定を1か月単位で行っており、納品までに31日以上を要する可能性があるが60日以内には確実に納品できる場合は「2か月」と設定することとしている。見積書上の履行期限は、このようにあくまでも債務不履行(履行遅滞)責任を避ける観点から定められているものであって、被告は、見積書上の履行期限にかかわらず、出来る限り早い納品に努めている。このことは、原告・被告間の過去の取引事例(乙5)からも明らかであるし、原告も、このような被告における履行期限の考え方を十分に理解している。また、かかる被告の履行期限の考え方とは、取引の相手方が被告の契約顧客である場合でも、独立系保守会社あるいはその契約顧客である場合でも、何ら異ならない。

② 次の事情を考慮すれば、Fがプリント板(UA-MPU基板及びUA-IOCB基板)の見積書上の履行期限を「2か月」と設定したことは合理的である

i UA-MPU基板については専門技術者によるプログラム書き込み作業が必要であるところ、専門技術者がうまく手配されるか分からなかつたこと(通常、専門技術者の予定は前月に決められる。)。

ii プログラム書き込み作業に際して利用可能なBの建物のデータ(階床数、階床間の高さ等のデータ)が被告の手元に残存しているか分からなかつたこと(このデータが被告の手元に無ければ、被告の専門技術者が現地に赴いてデータを取得する等の対応が必要となる。)。

iii UA-MPU基板は、Fにとって初めて販売する部品であり、納品までの間に不測の影響が生じる可能性があり、またそれほど多くの在庫が存在するわけではないため、注文があつ

た時点で改めて在庫状況や今後の入出庫予定を確認しなければ、1か月以内で納品できるかどうか分からなかつたこと。

iv 4月下旬以降に大型連休が控えていたこと（平成20年は、4月26日（土）から5月1日（日）までの間、ゴールデンウィークとの関連で休みを取る従業員が多かった。）。

v Fは、プリント板（UA-MPU基板及びUA-IOCB基板）の見積書（乙2）と同時に原告に送付したパーキングスイッチの見積書（乙10）においては、見積書上の履行期限を「1ヶ月」と設定している。すなわち、Fは、あくまでも当該部品の個別の事情（在庫状況、プログラム書き込み作業の要否等）に鑑みて見積書上の履行期限を設定したのであって、不合理に長期の履行期限を設定したのではない。

vi 本件においては、現にその後、平成20年4月16日に被告はC理事長から口頭で部品の交換作業の注文を受けたが、実際に交換作業をすることが出来たのは1か月後（同年5月15日）であり、少なくとも見積書（乙2）が作成された時点において、実納期に1か月以上を要する可能性は十分にあった。

(g) 実納期に関するFのDに対する説明内容は、次の事情を考慮すれば、正確かつ合理的なものであった。

① 具体的な注文がなされていない段階で実納期を絞り込むことは不可能である

部品の実納期は、注文を受けた時点での在庫状況、今後の入出庫予定、部品の輸送等の種々の要因の影響を受けるものであり、これらの要因が固まっていくにつれて、絞り込まれるものである。UA-MPU基板については、プログラム書き込み作業を行う専門技術者を確保できるかどうか、あるいは書き込むデータが存在しているかどうかにも影響されることになる。したがって、具体的な注文がなされる前の段階においては、実際にその部品が注文されるかどうか全く不明であるし、いつ注文がなされるのかも不明なのである。現に、被告と原告の過去の取引実績（乙5）においても、被告が見積書を作成したものの原告が部品を注文しなかった事例も多いし（全体の約40%）、見積書作成日から相当の日数が経った後によく注文がなされる場合も多い。したがって、注文がなされる前の時点においては、実際に注文がなされる時点での在庫状況がどうなっているかを知ることができないし、注文がなされるか否かも不確定の状態で専門技術者のスケジュールを調整することも不可能である。

② 具体的な注文がなされれば実納期の絞込みが可能になる

特定の部品について具体的な注文がなされれば、被告としても、実納期を絞り込んでいくことが可能となる。

すなわち、特定の部品について具体的に注文の意思が表示されれば、その時点における在庫状況・入出庫予定を確認するとともに、専門技術者のスケジュールを確認して予定を確保させる等により、見積依頼段階における1か月単位の「履行期限」よりも踏み込んだ、具体的な実納期の見込みを立てることが可能となるのである。なお、書面による正式な注文がなされれば、コンピューターシステムによって更に具体的な実納期を絞り込むことが可能となる。

③ 注文を行うこと自体は何ら取引先の負担とならない

特定の部品について具体的な注文がなされれば、見積書上の履行期限よりも更に踏み込んだ実納期を絞り込むことができる。そして、取引先においては、見積依頼をした部品を購入することが決まってさえいれば、被告に対して注文を行うことは容易であつて、何ら負担ではない。したがって、見積依頼段階では1か月単位の履行期限しか分からぬとしても、具体的な注文をすれば実納期の見込みを確認することができ、取引先にとってそれが容易である以上、取引先に何ら不利益は生じない。本件においても、原告が故障原因を特定できていれば、被告に対してその部品を注文することに何ら支障はなかったはずであり、被告としても、原告から注文の意向を示されれば、実納期の確認を行うことが可能であった。

④ FのDに対する説明内容は正確かつ適切であった

被告は原告から注文書を交付されていないことはもちろん、口頭でもUA-MPU基板について注文の意思を示されたことはない。このため、Fとしては、実納期は見積書上の納期より

短くなるのが通常ではあるものの、実納期を絞り込んで回答することは出来ない状態であった。FのDに対する説明内容（注文を受けて具体的な実納期を絞り込めば、実納期は見積書上の履行期限である「2ヶ月」よりも短くなることが見込まれる、というもの。）は、まさにかかる状況をDに正確に伝えたものであって、極めて適切な内容である。原告において故障原因を特定できていたのであれば、この時点で被告に対して注文の意思を示して実納期を確認させることは容易だったはずであるから、Fの上記説明内容は何ら不当とされるべきものではない。なお、その後、平成20年4月16日の夜の段階で、Gによって作業予定日の調整が行われている。これは、同日に実施された被告による調査の結果、故障部品がUA-MPU基板であることが特定され、C理事長より当該部品について具体的に注文の意思が表示され、ようやく作業予定日の絞り込みが可能となり、その上で、具体的な作業予定日の見込みについて早期の回答を求められたためである。つまり、この段階では、Fが平成20年4月10日の段階で調査依頼書やDからの電話によって把握していた状況とは状況が大きく異なっている。したがって、平成20年4月16日の夜の段階でGが作業予定日の調整を行い得たとしても、そのことを根拠に、平成20年4月10日の段階でのFの対応が、原告に対して実納期を秘匿した、現実に要するよりも1か月以上の著しく長い納期を告げたなどと非難される理由はない。

- (イ) 原告は、故障内容が特定できず、そのために被告に対して部品を注文することもできなかった。なお、原告は、原告が故障原因をUA-MPU基板であると特定しており、それを前提に被告の従業員Fに対して電話でUA-MPU基板を早急に納品するよう求めていた旨主張するが、次の事情を考慮すれば、原告の前記主張は理由がない。

① 原告は被告に対して故障原因の調査を依頼した。

原告は、平成20年4月10日、Bの名義にて被告に調査依頼書（乙15）を送付し、被告に対して本件エレベーターの故障原因の調査を依頼した。このことのみをもって、原告は故障原因が特定できておらず、被告に対して部品を注文できる状況になかったことが明らかである。

原告は、被告に調査依頼をすることによって納品が早まると判断した旨主張する。しかし、原告従業員も理解しているとおり、調査依頼に基づいて被告が行うのはエレベーターの故障原因の調査であって、部品の注文とは全く無関係である。調査依頼がなされた場合には、被告において故障原因を調査した後に、初めて部品の注文がなされることになり、その分だけ部品の手配が遅れることになる。したがって、原告において故障原因を特定できたのであれば、直ちにその部品を被告に注文するのが最も合理的であることは明らかであり、被告に対して故障原因の調査依頼をすることで復旧が早まることなどあり得るはずもなく、現に、原告の従業員であるDもKも、過去に被告に対して故障原因の調査依頼をすることで復旧が早まったという経験をしたことはなかった。以上のとおり、原告の主張は極めて不合理である。

② 調査依頼書にも何ら特定された故障原因が記載されていない。

原告の従業員Dは、調査依頼書（乙15）のうち、メンテナンス会社すなわち原告が記入すべき「推定故障原因」の欄に、「基板データ異常？」とだけ記入しており、何ら故障原因を特定し得る事項を記載していない。

③ 原告は、C理事長に対しても故障原因を説明できなかった。

原告は、平成20年4月4日に本件エレベーターの故障が発生してから被告に調査依頼を行う同月10日までの間、C理事長に対しても、故障原因を説明することができなかった。

④ 実際には故障原因ではなかった複数の部品についても見積依頼がなされている。

原告は、実際の故障原因であったUA-MPU基板のほか、故障原因ではなかったUA-IOC-B基板及びパーキングスイッチについても見積依頼をしている。また、パーキングスイッチが故障原因ではないと判断できていれば、パーキングスイッチについては見積依頼をキャンセルしたはずであるが、実際にはパーキングスイッチの見積依頼はキャンセルされていない。これらのことからも、原告が故障原因を特定できていなかったことが明らかである。

- (オ) 平成20年4月17日付FAX（甲5）において、実納期の見込みを記載できたのは、前日にBから被告に対して口頭で注文の意思が示されたためである。

すなわち、被告は、平成20年4月16日に本件エレベーターの調査を行って故障原因をUA-MPU基板と特定し、その際に、C理事長から口頭で部品（交換作業を含む）の注文を受けた。被告としては、この段階で初めて、故障原因がUA-MPU基板であり、その部品について注文を受けるということが確定したのである。これによって、被告は、その時点におけるUA-MPU基板の在庫状況・出入庫予定を確認するとともに、プログラム書き込み作業や交換作業のための作業員のスケジュールを確認して予定を確保させることができ、翌17日に上記のとおり実納期の大まかな見込みを連絡することができたのである。このように、Bに対してUA-MPU基板の実納期の見込みを連絡することができたのは、Bから同部品について注文の意思が示され、上記の確認を行うことができたからこそである。被告が原告に対しては実納期を秘匿し、Bにのみ実納期を提示していたのではない。現に、被告は、上記確認ができる平成20年4月16日の調査の時点では、Bに対しても「最大2ヶ月見ておいてほしい」という契約上の履行期限のみを連絡しており、それ以上早く納品できるかどうかは伝えていない。

(カ) 以上の事情を併せて考えれば、被告が原告に対して実納期を秘匿した事実は存在しない。

ウ 被告が平成20年4月17日付FAX（甲5）において保守点検契約の締結を当該実納期（「5月の連休明けくらい」）の条件とした事実は存在しない。

(ア) 同FAX（甲5）における「点検契約も再度当社とご契約していただけるものと考え」との文言は、C理事長から「点検も日立に切り替えるしかないんで、もう少し早くしてくれないか。」という強い要望があったため、C理事長に対して「ご要望に応えて急いで手配したものである」とのニュアンスを伝えて納期に納得してもらうために、被告の従業員Hが記載したものに過ぎない。保守点検契約の締結を納期短縮の条件とする趣旨の文言ではない。

(イ) 同FAX（甲5）の「ご発注後2ヶ月」との文言は、同時に送信したUA-MPU基板の見積書（甲6の3）・注文書（甲6の4）において設定された、UA-MPU基板の履行期限を説明したものに過ぎない。

(ウ) 文理上も、被告は、当該FAX（甲5）をもって、既に「部品を取り急ぎ手配して」いること、「（5月の連休明けくらい）作業できる」見込みであること、「日程は部品がとどきしだいご連絡」すること、を連絡しているのであって、保守点検契約を締結しなければこれらを行わない、との趣旨に解することはできない。原告の従業員Kの陳述書（甲12）及び日報（甲7の2）には、当該FAX（甲5）の内容について、「ハインと点検契約を解約してハインより高い点検料金で日立と契約しないと修理が早くならないという内容」（甲12・3頁）、「契約してもらえないなら、6月末か7月になりますとの事」（甲7の2）などと記載されているが、同FAXの文理上明らかに無理な解釈である。

(エ) また、その後の事実経過としても、被告は、Bとの間で保守点検契約を締結する前に、部品の交換作業を行っており、この意味でも保守点検契約の締結は納期の条件とはなっていない。

(オ) 以上の事情によれば、被告が平成20年4月17日付FAX（甲5）において保守点検契約の締結を当該実納期（「5月の連休明けくらい」）の条件とした事実は存在しない。

エ したがって、被告がBに平成20年4月17日付けFAXを送信した行為と、Bが原告との保守点検契約を解約したこととの間に因果関係はなく、かかる被告の行為が不法行為を構成することはありえない。

(2) 平成20年4月16日の調査後における口頭でのやり取りにおいて被告の不法行為は存在しない

ア 平成20年4月16日の調査後のやり取りにおいて、被告がBに対して実納期に関する交渉をしたことではない。

(ア) 平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点では、被告がC理事長との間で実納期に関する交渉をすることは不可能である。

① 平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点では、被告従業員も実納期の見込みが分からなかった。

被告において本件エレベーターの部品交換作業を「5月の連休明けくらい」（甲5）に実施できる見込みであることが判明したのは、平成20年4月16日夜に、Gが新潟営業所におい

て確認を行った時点であり、それ以前においては、かかる実納期の見込みは全く明らかになつていなかつた。すなわち、平成20年4月16日、被告従業員らは、本件エレベーターの故障原因を調査するためにBを訪問したのであり、調査を行うまでは、故障の原因が何であり、どの部品の交換が必要であるのかは分からなかつた。したがつて、当然ながら、同日の調査後の時点では、同日の時点におけるUA-MPU基板の在庫状況、UA-MPU基板に書き込むべきデータの有無、データ書き込みを行う専門技術者のスケジュールについて全く把握していなかつた。また、被告としては、部品の交換作業まで依頼されるとは想えていなかつたことから、交換作業を行うための作業員のスケジュールについても、何ら確認できていなかつた。被告従業員らが平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点で把握できたのは、Fが以前に作成した平成20年4月9日付見積書（乙2）に記載された「2ヶ月」という履行期限のみであり、実納期の見込みについては全く分からぬ状態だったのである。

- ② 平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点では、C理事長に対しても「最大で2ヶ月見ておいてほしい」との説明しかできなかつた。

このため、被告従業員らは、C理事長に対しても、平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点では、履行期限が「2ヶ月」であること、すなわち最大で2ヶ月見ておいてほしいという説明しかできず、これ以上に実納期の見込みを説明することはできなかつた。このように、そもそも平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点では、被告従業員ら自身も実納期の見込みが全く分からず、最大2か月（2か月以内）という履行期限よりも短い実納期で納品することを約束できない状況であった。したがつて、平成20年4月16日の調査後のやり取りの時点では、保守点検契約の締結を条件に実納期を早める交渉などできる状況ではなかつたのである。

イ C理事長の供述により被告の不法行為の存在は明らかに立証されていない。

- (ア) 一般指定（昭和57年公正取引委員会告示第15号・平成21年改正前）15項に定める不当な取引妨害に該当するのは、公正な競争を阻害する取引妨害行為に限られる。本件においても、被告の何らかの行為によって原告とBとの間の本件保守契約が解約されるという結果が生じたとしても、その被告の行為が公正な競争を阻害しない範囲にとどまっている限りは、不当とされるものではない。したがつて、例えば、被告が、保守点検契約を締結してくれる顧客に対して通常以上に努力をしてプラスアルファのサービスを提供すること（例えば、後記のごとく部品の交換作業ができるだけ早期に実施できるように日程調整を行うこと）は、自由競争の範疇の行為として当然に許されており、何ら公正な競争を阻害するものではなく、独占禁止法上問題となる行為ではない。公正な競争を阻害する行為となり得るのは、被告が独占している部品販売について、一方で、納期や価格について著しく不合理な取り扱いを定めながら、被告と保守点検契約を締結しない限りその著しく不合理な取り扱いを継続することによって保守点検契約における公正な競争を阻害するがごとき行為である。

- (イ) 被告は、部品の納期について著しく不合理な取り扱いを定めたことはない。

C理事長が保守点検契約を原告から被告に切り替えることを決断するに際して、被告の従業員が述べたとされるのは、保守点検契約を切り替えれば部品の交換作業を「できるだけ早く」実施することだけである。

前記のとおり、かかる被告の行為は明らかに不当なものではないから、かかる被告の行為によって原告がBとの本件保守契約を解約されたとしても、それは明らかに不法行為を構成するものではない。

- (ウ) 被告が独占している部品の納期について言及したことはない。

C理事長の証言によれば、被告従業員が述べたとされるのは「できるだけ早く」実施することだけであり、それは、連休や他の仕事の関係で調整を行つて、できるだけ早く交換作業の日時を確保するということに過ぎない。そして、交換作業自体は、被告が独占して行つているわけではなく、原告が行うことも可能である。すなわち、C理事長の証言によれば、被告の従業員は、被告が独占している部品自体の納期については言及しておらず、単に、原告でも被告でも行うことができる部品の交換作業について、通常以上に努力をしてより早い日時を確保することを

述べたに過ぎないのである。

(イ) 事実に反する実納期の見込みをBに提示したのは原告であって被告ではない。

C理事長は、原告に交換作業を依頼した場合には「2か月以上かかるものと理解していたが、これは、前記のとおり、原告自身がC理事長に対して虚偽の説明を行ったことによるものである。すなわち、被告は原告に対して部品（UA-MPU基板及びUA-IOCB基板）の実納期が「2か月以上掛かる」などと説明したことではない。被告が原告に送付した見積書（乙2）の「2か月」という履行期限も、あくまで「最大限2か月見ておいてほしい」という趣旨であって、しかも実際には多くの場合に履行期限より早く納品されることは、原告も十分に理解していた。以上のように、被告は、原告に対してもC理事長に対しても、実納期について虚偽の説明は一切しておらず、C理事長に対して実納期について虚偽の説明を行ったのは原告である。

(3) 以上より、被告において何ら不法行為が成立しないことは明らかである。

第4 争点(2)に対する当事者の主張

1 原告の主張

(1) 逸失利益（81万8256円）

エレベーター等の所有者等は、建築基準法の要請により、エレベーターの保守点検を行うため、エレベーターの保守点検契約を締結してエレベーターの保守点検を行い、特に問題がなければ保守点検契約を自動的に更新している。原告とBは、本件保守契約を1度自動更新させており、これを継続する可能性は高かった。したがって、原告は被告の不法行為がなければ、本件エレベーターについて、少なくとも、5年間の保守点検契約を継続できた蓋然性があった。よって、その逸失利益は81万8256円である（1万5750円・[月額保守契約料] × 12か月 × 4.3294 [5年のライブニッジ係数] = 81万8256円）。

(2) 弁護士費用（31万5000円）

原告は本件訴訟提起を原告代理人弁護士に依頼し、原告及び原告代理人弁護士はその弁護士費用として31万5000円を支払うことを合意した。

(3) 合計額 113万3256円

2 被告の主張

争う。

第5 争点(3)に対する当事者の主張

1 原告の主張

(1) 独禁法19条違反行為及びこれによる利益侵害について

前記のとおり、被告は原告に対し、不当な部品供給遅延を行った。

(2) 被告の行為による著しい損害又はそのおそれについて

原告は、被告の部品供給遅延行為によって、Bに対する信用を失った上、同種類の医療法人に対する事業展開の機会を喪失させられており、営業上多大な損害が生じているし、かかる手法によって、被告が取引先を原告から奪う可能性が追求された場合、さらに被害が拡大する可能性があるし、会社の存続すら危険に陥る可能性がある。

したがって、差止めの必要性及び相当性がある。

2 被告の主張

(1) 被告の独禁法19条違反行為及びこれによる利益侵害はない。

前記のとおり、被告の行為は独禁法2条9項及び一般指定15項の取引妨害に該当せず、独禁法19条に違反するものではないし、被告の行為によって原告の利益が侵害されたとの事実も無い。

したがって、原告が独禁法19条の規定に違反する行為によってその利益を侵害された事実はなく、独禁法24条の要件を満たさないから、同条に基づく差止請求には理由がない。

(2) 被告の行為による著しい損害又はそのおそれも存在しない。

原告は、被告の部品供給遅延行為によって「同種類の医療法人に対する事業展開の機会を喪失させられており、営業上、多大の損害を被っている」と主張するが、抽象的な主張に過ぎず、これを裏付ける事実は何ら示されていない。また、仮に、原告が同種類の医療法人に対する事業展開の機会を喪

失したのであるとすれば、それは、医療法人という特に迅速な故障対応が求められる顧客を相手としながら、自らが適切な在庫すら持たずに事業展開を進めてきたことの結果である。

また、原告は、「(部品供給遅延という)手法によって、被告が取引先を原告から奪う可能性を追求された場合、さらに被害が拡大する可能性がある」と主張するが、そもそも本件において部品の供給遅延が存在しないことはもちろん、被告がそのような行為を行う可能性は一切無い。被告は現在、原告を含む独立系保守業者あるいはその保守契約先に対して、日常的に部品の供給を行っているが、その供給を不当に遅延することは無く、原告の主張においても、何ら供給の遅延に関する具体的的事実は摘示されていない。むしろ、被告は、被告の保守点検契約先であるか否かにかかわらず、できる限り迅速に対応するよう努力をしている。現に、平成20年1月には、原告の保守契約先のエレベーター故障に関して、原告の依頼を受けた翌日から、被告の作業員が深夜に及ぶまで故障対応を行い、バイク便で部品を特別に手配するなどして迅速な対応を行った事例が存在する。本件においても、原告の保守点検契約先であるBに対して、他営業所の作業員を手配するなどして迅速な対応に努めた。

したがって、原告が被告の部品供給遅延行為によって著しい損害を被ったとの事実は無く、またそのおそれも無いから、この点でも独禁法24条の要件は満たされない。

第6 当裁判所の判断

1 被告が不法行為責任を負うか否か(争点(1))について

(1) 前提事実並びに証拠(甲7の1, 7の2, 9, 12ないし14, 乙1, 4, 5, 7の1, 7の2, 8の1, 8の2, 11ないし13, D証言, K証言, H証言, G証言, F証言, C証言)及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

ア 被告による従前の対応

被告は、原告から見積依頼があった段階で納期の照会があった場合には納期を1か月単位(「1か月」, 「2か月」)で回答していたが、実際に発注があった場合には見積段階の納期よりも早く納品していた。

イ 本件の経緯

(ア) 平成20年4月8日

Dらは、本件エレベーターの故障原因がUA-MPU基板又はUA-IOCB基板のいずれかであると特定し、被告に対し、両方についての見積依頼をした。

(イ) 平成20年4月9日

Fは、前記見積依頼に対し、納期は「発注後2ヶ月」である旨回答した。

Dが、C理事長に対し修理までに2か月を要する旨伝えたところ、C理事長は、2か月も待つことはできない旨告げた。

Dは、被告に調査依頼することによりUA-MPU基板の納期が早まると考え、調査依頼をすることを上司である原告の従業員K(以下「K」という。)に上申した。Kは、被告に対し調査依頼をすることを了承した。

(ウ) 平成20年4月10日

Bは、被告に対し、調査依頼をした。

(エ) 平成20年4月11日

Hは、C理事長との間で日程調整をした結果、調査日は平成20年4月16日となった。

(オ) 平成20年4月16日

① Bでの調査時のやりとり

Hによる調査は、平成20年4月16日午後2時ころから午後2時50分ころまで行われた。HはC理事長に対し、あんまり安いところへ行くからこんなことになるんだと言い、保守をもとに戻してくれればできるだけ早くやると告げ、C理事長は、H, Gらに対し、安い保守会社へ委せていたから故障したのかね、何時までたっても直せなくて困っている、日立への保守を検討しなければならないかね、ハインも一生懸命やっているんだがね等と言った。

C理事長は、Hに対し、UA-MPU基板の交換作業を依頼した。その際、C理事長は口頭でUA-MPU基板の発注をした。

Hは、C理事長に対し、UA-MPU基板の納期は、発注後2か月である旨告げた。

C理事長は、Hに対し、納期が遅い旨告げた。

Hは、UA-MPU基板の納期と値段を翌日回答することとした。

② HによるUA-MPU基板の納期確認

Hは、同日午後7時ころ、Gに対し、本件エレベーターに対応するUA-MPU基板の納期を照会した。Gは、30分程度の作業を経た後、「5月の連休明けぐらい」である旨回答した。

(カ) 平成20年4月17日

Hは、C理事長に対し、①故障調査費用の見積、②UA-MPU基板の交換作業に関する見積、③点検契約の見積並びに①及び②の注文書をFAX送信した（③の注文書は送信しなかった。）。その際、送信状には、「制御用プリント版の納期については、通常ご発注後2ヶ月です。但し、点検契約も再度当社とご契約していただけるものと考え、取り急ぎ手配しておりますので、工場より部品が納品できしだい（5月の連休明けくらい）作業できるかと思います。日程は部品がとどきしだいご連絡します。点検契約は、エレベーターの品質保持のため、再度ご検討をお願い致します。」旨記載されていた。

これを受けて、C理事長は、Hに対し、メンテはハインをやめると告げ、部品代の値引きを要求した。

Eは、Bの婦長から上記FAXが届いたと聞き、Kに対し、前記FAXがBに送信されたこと及びその内容を伝え、Kは当日Bを訪れ、上記FAXの内容を確認した。

(キ) 平成20年4月18日

Kは、Bを訪れ、前記FAXのコピーを入手した。その際、C理事長は、Kに対し、被告からの電話があまりに横暴で驚き、顧問弁護士に相談しようとしたが、エレベーターの修理が最優先であるから考えなおした旨告げた。この時点では、C理事長は、最終的に、原告との間の本件保守契約を解約し、被告と新たに保守契約を締結することにした。

C理事長は、保守契約を解約するならば原告が本件エレベーターの付添運転を打ちきると告げたため、Hに対し、被告に本件エレベーターの付添運転を依頼したが、Hはこれを断った。

ウ 以上のとおり認められる。

証人G、同Hは、証人尋問及び陳述書（乙11、12）において、平成20年4月16日、Hらに対して、C理事長の方から、交換作業のみならず、保守点検契約も原告をやめ被告に切り替えると申し出、保守点検契約の見積りも出してくれるよう依頼した旨供述する。

他方、証人Cは、証人尋問において、平成20年4月16日の作業の際、被告の担当者との話の一番最初に、保守点検契約を元に戻して被告と契約する合意をした旨供述する。

しかしながら、上記各供述は、平成20年4月17日に送信されたFAXの文言と整合しない。そして、UA-MPU基板を納入すること及び可能な具体的時期が判明したのは、平成20年4月16日夜のことであるから、同日昼の調査時において、HはUA-MPU基板の正確な納期を知らずC理事長に正確な納期を告げることは不可能であること、C理事長は原告への不満を述べると同時に評価する発言もしていたこと、契約の切替えをすれば、毎月の支払額が増加することになると等からすると、UA-MPU基板の納期が早まらないにもかかわらず契約の切替えを確定的に決めることが考えがたい（実際に、保守点検契約の注文書がBに対しFAX送信されていない。）。また、上記の段階で、C理事長が被告担当者らの働きかけがないまま、自発的に保守点検契約を被告に変更することも考えがたいというべきである。

そうすると、上記各供述は措信できず、他に上記認定を左右するに足りる証拠はない。

(2) 独禁法2条9項及び「不公平な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）

以下「一般指定」という。）15項（現14項）が、競争者とその取引の相手方との間の取引の不当な妨害を禁止している趣旨は、そのような行為が価格と品質による競争をゆがめ、顧客の商品・役務の選択を妨げるおそれがあることによるものであると解されることからすれば、顧客に対する働きかけについての不当性の判断は、勧誘に用いられた手段が客観的にみて顧客の自由な意思における意思決定に支障を来す程度のものであったか否かによって判断されるというべきである。

上記(1)認定の事実によれば、Hは、4月16日の調査時において、C理事長に対し保守契約の切替えの打診をし、C理事長は、UA-MPU基板の納期や金額等の条件次第で保守契約を切り替える意向を示していたところ、Hは、4月17日にUA-MPU基板の交換を同年5月の連休明けくらいに行うためには保守契約の切替えが条件である旨記載されたFAX送信状（甲5）を送信し、C理事長は、上記FAX送信状の文言を見てUA-MPU基板の納期を早めるためには被告との保守契約の締結が必要であると考え、4月18日最終的に原告との間の保守契約を解約し、被告と新たに保守契約を締結することにしたものである。

そして、A製エレベーターである本件エレベーターのUA-MPU基板は被告以外の者から入手することができないこと、建物所有者はエレベーターの早期復旧を望むことは経験則上明らかであるところ、本件エレベーターが設置されていたのは移動に車椅子を必要とする者も入院している病院であったことはいずれも上記第2、1、(2)、エ認定のとおりである。

そうすると、本件において上記営業活動を受けた顧客であるBは保守契約の切替えを拒むことが著しく困難な状況に置かれたもので、上記営業活動は、勧誘に用いられた手段が客観的にみて顧客の自由な意思決定に支障を来す程度のものということができ、原告の取引を不当に侵害する行為であって違法性を有するというべきである。そして、上記のとおり、上記行為と本件保守契約の解約との間に因果関係があることは明らかである。

(3) 争点(1)に関する原告の主張(2)取引妨害行為は理由がある。

2 損害の額（争点(2)）について

(1) 逸失利益

前記第2、1認定の事実によれば、本件保守契約は平成20年3月1日から平成21年2月28日まで1年間の契約であり、更新が自動的になされる旨定められているが、理由を問わず双方が解約することができるところ、本件保守契約は1回更新されたのみであることが認められ、上記事実によれば、被告の不法行為がなかった場合、本件保守契約が確実に継続する相当因果関係が認められる期間は平成21年2月28日までとするのが相当である。そして、上記契約による純利益が原告の逸失利益となるところ、この間の原告の営業利益は50%とみるのが相当である。そうすると、原告は、平成21年2月28日までの間月額15000円（消費税別）の報酬を得ることができたにもかかわらず、本件不法行為により平成20年5月31日までの報酬しか得ることができなかつたのであるから、その50%にあたる6万7500円（消費税別）の損害が生じていると認められる（1万5000円×9÷2=6万7500円）。

この点、原告は、本件保守契約が平成20年3月から5年間にわたり継続した蓋然性がある旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(2) 弁護士費用

原告が本件訴訟代理人らを選任して本件訴訟を遂行してきたことは当裁判所に顕著であるところ、被告に請求し得べき弁護士費用は1万円と認めるのが相当である。

3 独禁法24条に基づく差止請求の可否（争点(3)）について

(1) 独禁法24条は、差止請求について、不公正な取引方法に該当する行為によって、その利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その侵害の停止又は予防を請求することができる旨を規定する。

不公正な取引方法に該当する行為による「侵害の停止又は予防」が判決で命ぜられる場合には、停止又は予防の語義に照らし、原則として、事実審口頭弁論の終結時後の実現を予定することになるから、差止請求の要件としての「不公正な取引方法に該当する行為」は、事実審口頭弁論の終結時において、差止めを必要とする程度に持続する状態で現存することを要し、主觀訴訟である差止請求を基礎付ける利益侵害、著しい損害も、事実審口頭弁論の終結時に現存し、又は発生の蓋然性があることを要すると解することが相当である。

(2) 本件についてこれをみると、原告は、①被告の部品供給遅延行為によってBと同種類の医療法人に対する事業展開の機会を喪失させられている、②かかる手法によって、被告が取引先を原告から奪う可能性を追求された場合、さらに被害が拡大する可能性がある、③被告は納期の設定について不合理

な反論をしており、被告の独占的地位を利用した取引妨害を繰り返す蓋然性が高く、原告に著しい損害又はそのおそれがある旨主張する。

しかしながら、上記主張はいずれも具体性を欠くもので、これを認めるに足りる証拠はない（かえって、証拠〔証人D〕によれば、本件訴訟が始まった後、原告からの部品の納期等の照会に対する被告の回答が、本件訴訟以前に比して早くなつたことが認められる。）。

そうすると、本件においては、不公正な取引方法に該当する行為の現存も、それによる著しい損害の現存及び損害発生の蓋然性も認めるに足りない。

第7 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、7万7500円及びこれに対する平成20年9月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がない。仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

新潟地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官	草	野	真	人
裁判官	谷	田	好	史
裁判官	藤	田		壯